

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 洲本市（以下「市」という。）がこの事業において個人情報を取り扱わせる特産品等提供事業者（以下「事業者」という。）は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密保持)

第2 事業者は、この事業に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この事業が終了し、又は取消等された後においても同様とする。

#### (収集の制限)

第3 事業者は、この事業を行うために個人情報を収集するときは、その事業の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で、適正な方法により収集しなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 事業者は、この事業に関して知り得た個人情報を事業の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5 事業者は、この事業に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (再委託等の禁止)

第6 事業者は、この事業を行うための個人情報の処理は、自らが行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、市が承諾した場合に限り委託できる。この場合において、委託先に対してもこの特記事項を遵守させなければならない。

#### (事業従事者への周知)

第8 事業者は、この事業に係る業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

#### (複写又は複製の禁止)

第9 事業者は、この事業を処理するため市から引き渡された個人情報が記録された資料等を市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第 10 事業者はこの事業を処理するために、市から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この事業の終了後直ちに市に返還し、又は廃棄若しくは消去しなければならない。ただし、市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第 12 市は、事業者がこの事業を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 13 事業者は、この特記事項に違反する事態が生じたとき、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、市に報告し、市の指示に従うものとする。

(指示)

第 14 市は、事業者がこの事業を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、事業者に対して必要な指示を行うことができる。